

(モンテネグロ知的財産庁からの救済措置に関する連絡の仮訳)

2011年3月11日に日本の東北地方を襲った破滅的な大地震は、数多くの人の命を奪い、深刻な被害をもたらしました。モンテネグロ知的財産庁はその状況を非常に残念に思うと共に、友好的な日本の方々ができるだけ早くこの悲惨な状況から立ち直ることを願っています。また我々は日本の状況を考慮し、日本の出願人に対しその立場を十分理解し、敬意を持って接する所存であることをご連絡致します。

特許

特許出願人及び特許権者は、所定の期間内に手続きが出来なかったことが原因で特許出願又は特許の権利を喪失した場合に、以下の手順に従うことにより法的な復権が認められる。

- ・復権のための申請書を提出し、所定期間内に取りることが出来なかった手続きに着手すること
- ・所定期間内に必要な手続きが取れなかった理由を記載すること

権利回復のための申請書は、手続きが取れなかった原因が消滅した日から3ヶ月以内に提出するものとする。ただし申請書の提出者が、しばらく経ってから手続きを取らなかったことを知った場合は、手続きを取らなかったことを知った日から3ヶ月以内とするが、それは未着手の手続きの期限から12ヶ月以内とする。

商標及び意匠

商標出願人及び商標・意匠権者が所定期間内に特定の手続きを取らなかった場合に、1年以内であれば元の（出願人・権利者としての）地位（状態）に復帰することが法的に認められている。